

多治見市学習館
喫茶室・売店
営業者募集要項

令和 7 年 11 月
多 治 見 市

目 次

1	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	応募要領・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	営業者の選定・・・・・・・・	10
5	問い合わせ先・・・・・・・・	10

＜提出書類等＞

応募申込書(様式1)・・・・・・・・	11
欠格要件なきことの誓約書(様式2)・・・・・・・・	12
企画提案書(様式3)・・・・・・・・	13
企画提案書記載要領・・・・・・・・	14

＜参考資料＞

施設の概要等・・・・・・・・	15
駐車場について・・・・・・・・	16

1 概要

多治見市では、多治見市学習館の来館者の利便性向上等を目的に、喫茶室または売店を営業する事業者を募集する。

多治見市学習館喫茶室・売店(以下「喫茶室等」という。)の営業に係る応募及び営業については、本要項に定めるもののほか、以下の法令、条例、規則等を参照すること。

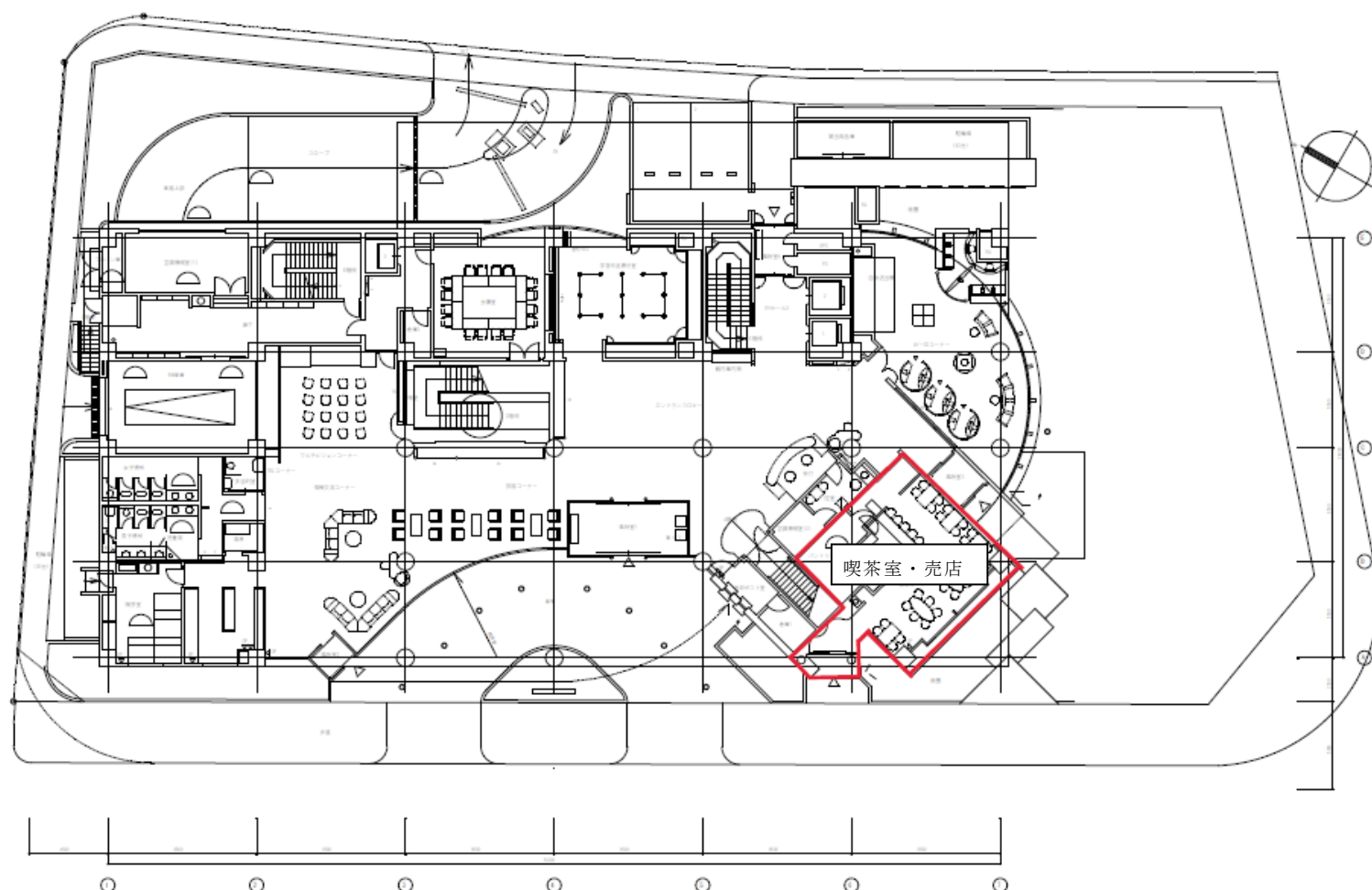
- (1) 多治見市学習館の設置及び管理に関する条例の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第36号)
- (2) 多治見市学習館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年規則第208号)
- (3) 多治見市公有財産及び債権の管理に関する規則(昭和39年規則第7号)(以下「公有財産管理規則」という。)
- (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- (5) 食品安全基本法(平成15年法律第48号)
- (6) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)
- (7) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)
- (8) 岐阜県食品衛生法施行条例(平成12年条例第7号)
- (9) 岐阜県食品安全基本条例(平成15年条例第75号)
- (10) 岐阜県食品衛生法施行細則(昭和48年規則第68号)
- (11) その他喫茶室・売店の運営に適用される法令等

以下、本要項中、多治見市を甲とし、喫茶室等営業者を乙とする。

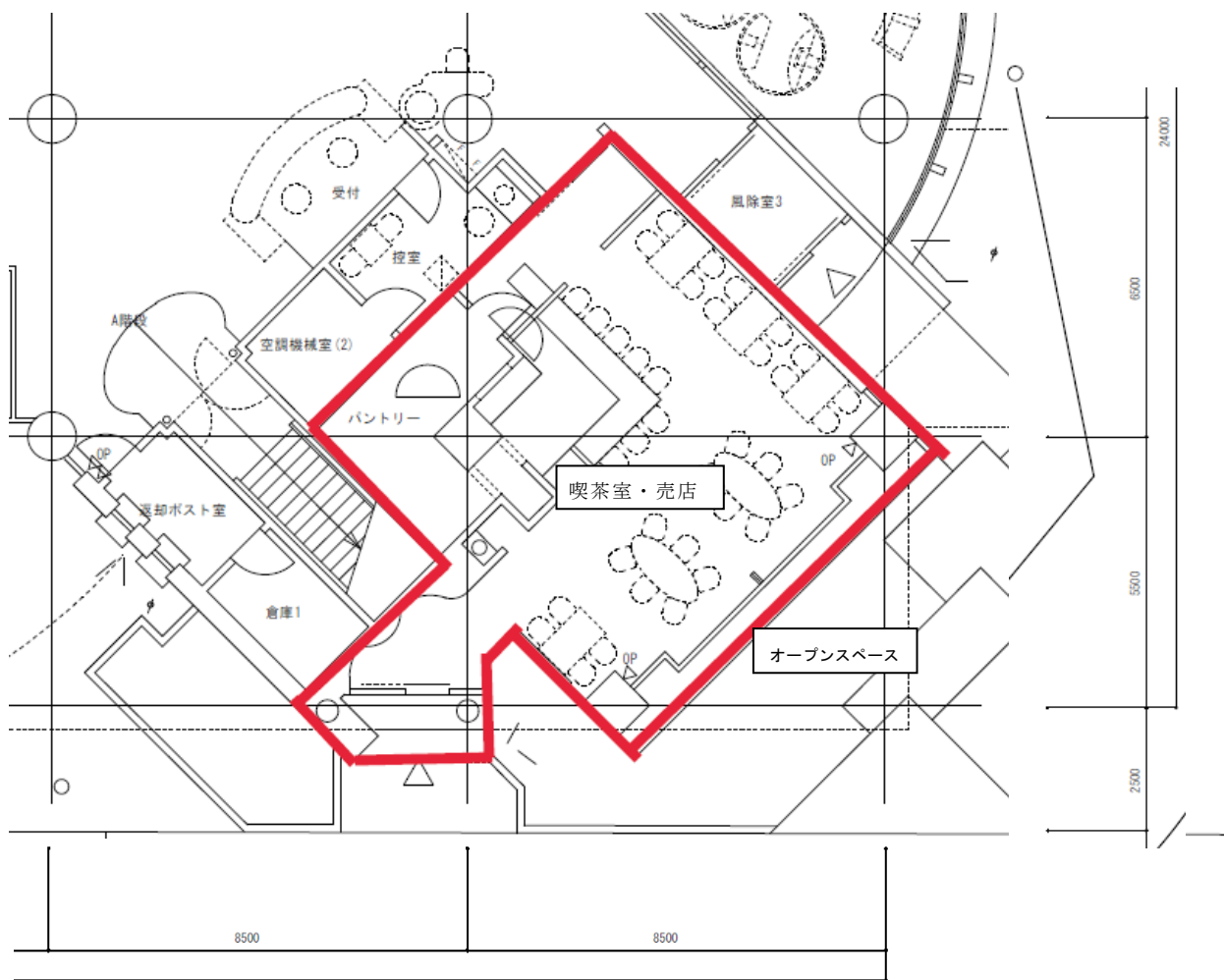
2 募集の内容

2.1 施設の概要

- 1 所在地 多治見市豊岡町1丁目55番地
多治見市学習館 1階
- 2 面積 64.1㎡
- 3 指定管理者 公益財団法人多治見市文化振興事業団



学習館 1 階平面図



学習館 1 階平面図 喫茶室等詳細

※寸法は図面上のものであり、現状と一致しない可能性があります。

2.2 喫茶室等に期待する役割

喫茶室等は、学習館の附属施設である。甲は、喫茶室等に対し、以下の役割を担っていくことを期待する。

- 1 来館者へのサービスの向上
- 2 市民のサロンの空間及びコミュニケーションの場
- 3 近隣のながせ商店街と一体的な多治見駅南のにぎわい創出

2.3 備品、設備等

- 1 喫茶室等の営業に必要な設備(厨房設備等)整備費、備品購入費は乙の負担とする。
- 2 喫茶室等の改造、模様替え等施設の原状を変更しようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得、乙の負担により実施するほか、当該工事において毀損等を生じさせた場合には、当該毀損等により生じた損害についても乙の負担とする。
- 3 施設の原状を変更したときは、甲が認めるものを除くほか、返還の際、乙

の負担によりこれを原状に復し、又はその損害を弁償すること。

- 4 トイレについては、学習館のトイレを使用すること。
- 5 喫茶室等専用駐車場はないため、乙及び喫茶室等利用者は近隣の駐車場を使用すること。（参考資料 駐車場について 参照。）
- 6 喫茶室等に係る基本的な清掃については乙の管理とする。（喫茶室等の外窓、グリーストラップを含む。）
- 7 オープンスペースのテーブル・イスは専用不可。喫茶・売店利用によって生じた汚れ、ごみ等の清掃については乙が行うこと。

2.4 貸付料

- 1 月額 101,851円（うち消費税及び地方消費税相当額9,259円）
- 2 乙が行う喫茶室等の改造、模様替え、備品の搬入等を開始した日（以下「開店準備開始日」という。）から貸付料を徴収する。支払方法、支払期限については、契約締結の際通知する。

2.5 保証金

- 1 保証金は、上記貸付料月額の3ヶ月分とする。
- 2 保証金は、甲が発行する納入通知書により甲が指定する日までに支払う。
- 3 保証金は、契約物件の明渡しがあったときに返還する。ただし、未納の賃料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2.6 開店準備開始日

- 1 甲は、貸付場所の清掃終了後（令和8年4月を目途とする。）速やかに乙に引き渡すものとする。乙は、引渡しを受けた日から、速やかに営業に必要な準備を実施すること。
- 2 乙が改修工事を実施する場合、関係する法令、条例、規則等を遵守すること。

2.7 営業開始日

甲の承認を得たうえで、令和8年6月1日までに営業を開始すること。

2.8 賃貸借契約について

公有財産管理規則（1概要（3））に基づき、多治見市が事業者に対し、行政財産の一部を賃貸する方法により行う。

1 契約期間

開店準備開始日から令和13年3月31日までとする。契約期間満了前に申し出ることにより、5年単位で契約の更新を行うことができる。

2 喫茶室等営業者の要件

喫茶室等営業者は、次の要件を満たしている場合でなければ、甲は使用を許可しない。

- (1) 喫茶室等の貸付料及び保証金を支払う能力を有すること。
- (2) 喫茶室等の貸付料及び保証金を支払う能力を有する保証人 1 人以上を有すること。
- (3) 保健衛生を損ない、公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。
- (4) 公有財産管理規則第 8 条の 5 の規定による貸付けの条件をすべて満たす者であること。

2.9 営業時間及び休業日

1 営業時間

学習館の開館時間内（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで）で甲と協議のうえ、甲の承認を得て決めること。ただし、連続する 5 時間は必ず営業すること。

2 休業日

- (1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (2) 学習館の休館日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く月曜日）
- (3) 1 週間に 2 日（(2) を含む）を限度として甲と協議のうえ、甲の承認を得て定休日を設けることができる。ただし、土曜日、日曜日及び休日は、定休日としないこと。

3 上記 1 の営業時間及び上記 2（3）の定休日は、提案書に記載すること。

4 上記 1 及び 2 については、セキュリティ等諸条件に問題が無い場合に限り、甲及び指定管理者と協議することができる。

5 学習館において、工事が実施される場合及び行事等が開催される場合、市及び指定管理者と営業時間及び休業日等の協議に応じること。

2.10 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

- (1) 営業に必要な食品衛生法の規定による許認可等、法令等の規定により必要とされる許認可等を取得していること、又は営業の開始までに取得すること。
- (2) 市税その他の諸納付金を滞納していないこと。
- (3) 「2.8 賃貸借契約について」の「2 喫茶室等営業者の要件」を満たしていること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 多治見市指名停止措置要領（平成 2 年告示第 45 号）に基づき指名停止措置を受けている者。

② 民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人。

③ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第 11 条に規定する準禁治産者。

- ④破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産者であって復権を得ない者。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当する者。
 - ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体若しくは当該団体の役職員又は構成員。
- (5)過去2年以内に次のいずれにも該当しないこと。
- ①食品衛生法に基づき刑に処せられた者。
 - ②食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消された者。

2.11 甲が求めるコンセプト

1 営業

- (1)飲料、軽食等の提供または販売を行うこと。
- (2)学習館の運営に対し、積極的に協力すること。
- (3)公共施設内における営業であることを考慮し、用途、業態、景観を損ねず節度ある営業を行うこと。

2 環境配慮

- (1)省エネルギーに配慮すること。
- (2)廃棄物を抑制するとともに、適切な廃棄を行うこと。

2.12 光熱水費

1 電気料金、上下水道料金

指定管理者が各子メーターによりそれぞれの料金を算出し、乙に請求する。
乙は当該請求に基づき各料金を指定管理者に支払うこと。

2 プロパンガス料金

プロパンガス供給業者の請求に基づき、乙が支払うこと。

2.13 法令等の遵守

乙は「1 概要」に記載した法令、条例、規則等をはじめ、防災、防犯、施設管理に関する法令、条例、規則等を遵守し、営業を行うこと。

2.14 その他の留意事項

- 1 喫茶室等を申請時業態以外の目的に使用しないこと。
- 2 貸付条件を逸脱しないこと。
- 3 アルコールの提供・販売を行わないこと。
- 4 敷地内禁煙を遵守するとともに、たばこの販売を行わないこと。
- 5 喫茶室等を使用する権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供さないこと。
- 6 乙は、喫茶室等の経営の全部を第三者に請け負わせ、若しくは委託しないこと。

- 7 食品衛生法による飲食店営業許可の写しを営業開始前に甲に提出すること。
- 8 食品衛生に係る関連諸法を遵守するとともに、食品の衛生には細心の注意を払うこと。
- 9 喫茶室等の営業に関して発生した問題については、全て乙の責任において処理すること。
- 10 乙の責めに帰すべき事由によって生じた費用は、乙が負担すること。
- 11 建物の主要構造部分についての修繕を甲の負担で行い、本物件を使用するために必要な修繕は乙の負担とする。また、定めのない事項が生じたときは甲乙で協議し負担を決定する。

3 応募要領

3.1 応募要領の配布

1 配布方法

窓口：多治見市環境文化部文化スポーツ課（多治見市日ノ出町2丁目15番地）

午前9時から午後5時まで（多治見市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する休日を除く。）

H P： <https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/kakuka/bunka-pub/gakusyukan-kissa2025.html>

3.2 配布書類

- 1 多治見市喫茶室・売店営業者募集要項（本書）
- 2 応募申込書（様式1）
- 3 欠格要件なきことの誓約書（様式2）
- 4 企画提案書（様式3）

3.3 物件の内見

内見を希望する者は、事前に後記「5 問い合わせ先」へ電話で申し込むこと。

3.4 質問

募集内容及び配布書類について疑義がある場合、又は内見により疑義が生じた場合は、以下のとおり書面等により質問すること。

1 様式

任意とする。

2 提出方法

後記「5 問い合わせ先」へ、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより令和7年11月20日（木）までに提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

3 回答

令和 7 年11月28日(金)までにホームページに掲載する。

H P : <https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/kakuka/bunka-pub/gakusyukan-kissa2025.html>

3.5 応募

1 応募書類の受付

(1)受付期間

令和 7 年11月 7 日(金)から令和 7 年12月 9 日(火)(多治見市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(2)受付場所

多治見市環境文化部文化スポーツ課

多治見市日ノ出町 2 丁目15番地

(3)受付方法

応募書類一式を持参により提出すること。応募書類は、原則として日本工業規格 A 版とする。

(4)提出部数

原本 1 部、副本 5 部

3.6 応募書類

No.	書類	様式	備考	部数	
				正	副
1	応募申込書	様式 1		1	5
2	欠格要件なきことの誓約書	様式 2		1	5
3	企画提案書	様式 3	具体的提案書は任意様式、カラー印刷とする。	1	5
4	上記 No. 3 の電子データ	P D F	C D - R にて提出	1	-
5	営業に必要な許認可等の写し		営業の開始までに取得する場合を除く。	1	5
6	商業・法人登記に係る登記簿謄本又は登記事項証明書		該当する場合に限る。発行後 6 か月以内のもの。	1	5
7	住民票の写し		個人の場合。発行後 6 か月以内のもの。	1	5
8	会社概要等		法人の場合。	1	5

3.7 その他

- 1 応募書類は返却しない。
- 2 一旦提出した応募書類は、変更することができない。ただし、応募内容に軽微な錯誤があった場合、甲は応募者に修正を指示し、応募書類を再提出させることができる。
- 3 応募書類は甲において複写できるものとする。また、多治見市情報公開条例(平成9年条例第22号)の規定により開示又は公表することがある。
- 4 次の応募は失格とする。
 - ①複数の応募を行った場合。
 - ②応募書類に虚偽の記載があった場合。
 - ③本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合。
 - ④その他不正な行為があった場合。
- 5 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

4 営業者の選定

4.1 喫茶室等営業者の選定

喫茶室等営業者の選定は、書類審査及び提案説明(プロポーザル)により行い、審査結果に基づき最も適当と認める者を喫茶室等営業者として選定する。

4.2 提案説明(プロポーザル)

応募者による提案説明を行い、提案説明に対して甲が質問する方法で行う。

- (1)期日 令和8年1月14日(木)
- (2)時間 書類審査終了後各応募者に通知する。
- (3)提案説明は、30分以内とする。

4.3 選定結果の通知

喫茶室等営業者の選定後、全応募者に選定結果を通知する。

5 問い合わせ先

多治見市環境文化部文化スポーツ課
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
TEL. 0572-22-1193(ダイヤルイン)
FAX. 0572-25-6213
E-mail. bunka-sports@city.tajimi.lg.jp

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

㊟

代表者氏名(法人の場合)

電話

F A X

E-mail

(自署であれば押印不要)

多治見市学習館の喫茶室等の営業を希望しますので、多治見市学習館喫茶室・
売店募集要項に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

【添付書類】

- ①欠格要件なきことの誓約書(様式 2)
- ②企画提案書(様式 3)
- ③営業に必要な許認可等の写し(営業の開始までに取得する場合を除く。)
- ④商業・法人登記に係る登記簿謄本又は登記事項証明書(該当する場合に限る。
発行後 6 か月以内のもの)
- ⑤住民票の写し(個人の場合。発行後 6 か月以内のもの)
- ⑥会社概要等(法人の場合)

本申込みにあたっては、応募資格の確認のため、多治見市の税、国民健康保険料、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、
農業集落排水処理施設使用料、下水道受益者負担金、し尿処理手数料のいずれも滞
納していないことについて、市長が確認することに同意します。

欠格要件なきことの誓約書

令和 年 月 日

多治見市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

㊟

代表者氏名(法人の場合)

電話

F A X

E-mail

(自署であれば押印不要)

多治見市学習館の喫茶室等の営業に係る応募申込について、下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)に基づき指名停止措置を受けている者
- 2 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- 3 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- 4 破産者で復権を得ない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当する者
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体若しくは当該団体の役職員又は構成員
- 7 過去2年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき刑に処せられた者
- 8 過去2年以内に食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消された者

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

代表者氏名(法人の場合)

電話

F A X

E-mail

(自署であれば押印不要)

多治見市学習館の喫茶室等の営業に係る企画提案書類を提出します。

多治見市学習館の喫茶室等の営業者に選定された場合には、本企画提案書の内容を誠実に履行することを誓約します。

※企画提案の具体的内容については、別の用紙に記載すること。(様式は任意とする。)

企画提案書記載要領

企画提案の具体的内容は、以下の項目について記載すること。

1 営業を希望する理由

営業を希望する理由を記載すること。

2 店舗の名称

店舗の名称及び名称の由来について記載すること（仮称可）。

3 喫茶室・売店の経営方針

店舗のコンセプト、特徴等店舗経営の考え方を記載すること。

4 衛生面、安全面における取組み

衛生面及び安全面における取組みの方針及び具体的取組みについて記載すること。

5 営業時間及び休業日

営業時間及び休業日を記載すること。

6 従業員

営業に関わる従業員の人数、雇用形態（経営者、正社員、アルバイト等）について記載すること。

7 店舗のレイアウト

テーブル及び椅子の配置、厨房の位置、商品棚の配置等店舗のおおよそのレイアウトについて簡単な図面によって示すこと。

8 提供・販売品 ※アルコール・たばこの提供・販売は認めない

（１）喫茶室を営業する場合

提供予定の主なメニューと価格（消費税込）について記載すること。

（２）売店を営業する場合

販売予定の主な商品の品目と価格帯を記載すること。

10 改造、模様替え

改造、模様替えの予定があれば記載すること。

11 開店までのスケジュール

開店までのスケジュールについて具体的に記載すること。

12 提案事項

利用者の利便性や満足度向上のため、独自に行おうとするサービス等があれば記載すること。

施設の概要等

1 学習館（ヤマカまなびパーク 1、4、5、6 階及び 7 階）

（1）設置目的

市民一人一人の学習・文化活動を支援促進するとともに、生涯学習に係る事業の有効的な実施の実施を図ることにより、市民文化の向上に寄与することを目的とする。

（2）開館時間と休館日

ア 開館時間：午前 9 時から午後 9 時 30 分まで（地下駐車場は午前 8 時 30 分から午後 10 時まで）

イ 休館日：①月曜日（休日を除く。）

②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（3）利用人数

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	5,524	4,693	5,345	6,123	3,677	-	6,712	6,122	5,630	5,429	2,480	4,892	56,627
R4	5,221	6,470	6,658	6,803	5,764	6,695	4,369	6,129	4,182	6,590	8,758	6,194	73,833
R5	6,021	5,346	6,541	7,350	5,431	6,115	6,821	6,498	5,771	6,298	8,297	5,709	76,198
R6	6,002	5,135	6,011	5,862	5,887	6,962	7,666	6,630	6,365	6,718	7,843	6,102	77,183

※新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置により令和 3 年 8 月 23 日～9 月 30 日休館

2 図書館（ヤマカまなびパーク 2、3 階及び 4 階）

（1）設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（2）開館時間と休館日

ア 開館時間：①火曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午前 10 時から午後 8 時まで

②日曜日、土曜日及び休日 午前 10 時から午後 6 時まで

イ 休館日：①月曜日（休日を除く。）

②図書整理日（第 3 木曜日。その日が休日に当たるときは、その前日とする。）

③12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで

(3) 利用人数

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	12,018	12,880	11,093	13,417	11,974	1,120	12,787	11,039	10,854	11,448	11,286	12,511	132,427
R4	11,778	11,341	9,740	12,631	11,699	11,529	11,437	10,824	9,921	11,263	11,692	11,828	135,683
R5	11,877	11,671	10,016	12,449	12,474	12,029	11,640	11,090	10,572	11,136	11,580	12,556	139,090
R6	10,708	11,252	10,686	12,118	12,227	11,565	11,575	11,288	10,410	10,751	11,299	11,904	135,783

駐車場について

1 ヤマカまなびパーク学習館地下駐車場 ※乙は使用しないこと

(1) 台数：31 台（うち身体障害者専用駐車場 2 台）

(2) 料金：1 時間無料・以降 30 分 100 円（11 枚綴り 1,000 円の回数券あり）

2 多治見市豊岡駐車場

(1) 住所：多治見市豊岡町 1 丁目 65 番地

(2) 台数：293 台

(3) 料金：①自動車定期契約

ア 昼間屋上（午前 7 時～午後 9 時） 6,620 円／月

イ 昼間 2 階以上（午前 7 時～午後 9 時） 7,630 円／月

ウ 前日 2 階以上 10,190 円／月

エ 前日屋外 9,170 円／月

②自動車時間貸

ア 5 時間未満 30 分 100 円

(2,200 円分で 2,000 円のプリペイドカード、11 枚綴り 800 円の回数券あり)

イ 5 時間以上 24 時間 800 円

ウ 24 時間以上 24 時間までごとに算出した合計金額